

ひとり親世帯や障害児（者）世帯の補助金額の増額等について

平成28年度から、国の制度改正により、ひとり親世帯や、園児または園児の保護者に障害のある世帯等（以下ひとり親世帯等）の経済的負担を軽減するため、私立幼稚園就園奨励費補助金が増額される場合がありますので、該当する方は、下記のとおり証明書類をご提出ください。

なお、証明書類の提出がされない場合、増額の適用ができませんのでご注意ください。

1 「ひとり親世帯等」に該当される方と提出する証明書類

「ひとり親世帯等」に該当される方	証明書類 ^{※2} (複数該当される場合はいずれかひとつで結構です)
(1) ひとり親世帯 (母子または父子家庭)	・ 児童扶養手当証書の写し ・ 遺族年金証書の写し ・ 戸籍謄本（離婚や死別の記載があるもの）の写し
(2) 園児または園児と同一世帯の者 ^{※1} が、 身体障害者手帳等の交付を受けている 世帯	・ 身体障害者手帳の写し ・ 療育手帳の写し ・ 精神障害者保健福祉手帳の写し
(3) 園児または園児と同一世帯の者 ^{※1} が、 特別児童扶養手当の対象児童の世帯	・ 特別児童扶養手当証書の写し
(4) 園児と同一世帯の者 ^{※1} が、障害基礎年 金を受給している世帯	・ 障害基礎年金を受給していることがわかる書類の写し (年金支払通知書等)
(5) 離婚前提の別居をし、かつ、家庭裁判 所に離婚調停等を申し立てている世帯	・ 申立書及び離婚調停等を申し立てていることがわかる 書類の写し（詳細は裏面問い合わせ先まで連絡。）

※1 園児の保護者及び園児の保護者が扶養している者に限ります。

※2 証明書類は、対象者及び証明書の種類がわかる部分をコピーしてください。

注意1 (1) または (5) に該当する世帯は、補助区分判定のため、必ず証明書類をご提出ください。

注意2 (2) ～ (4) のみに該当する世帯は、「3 ひとり親世帯等の補助限度額表」(裏面参照) の網掛け部分(補助限度額が増額となる世帯)に該当する場合のみご提出ください。

注意3 (1) と (2) ～ (4) に複数該当する世帯は、(1) の証明書類をご提出ください。

注意4 (5) と (2) ～ (4) に複数該当する世帯は、(5) の証明書類をご提出ください。

2 証明書類の提出期限及び提出方法

上記証明書類は、封筒に幼稚園名、園児氏名、歳児（または学年）を明記のうえ、平成29年8月1日（火）までに幼保支援課（裏面送付先）へ直接郵送してください。

注意：幼稚園から配布された「保育料等減免措置に関する調書」は、幼稚園が定める期日までに幼稚園に提出してください。

提出書類	提出先	提出期限
「ひとり親世帯等」に係る証明書	幼保支援課	平成29年8月1日
保育料等減免措置に関する調書	幼稚園	幼稚園が定める期日

3 「ひとり親世帯等」の補助限度額表（網掛け部分が補助金増額）

補助の区分		補助限度額（年額）		
		第1子 ^{※2}	第2子 ^{※2}	第3子以降 ^{※2}
A	生活保護を受けている世帯	333,000 (333,000)	333,000 (333,000)	333,000 (333,000)
B	市民税が非課税または市民税所得割額が非課税の世帯	333,000 (297,000)	333,000 (333,000)	333,000 (333,000)
C1	市民税所得割額の合計額が 77,100 円以下の世帯 ^{※1}	297,000 (164,200)	333,000 (248,000)	333,000 (333,000)
C2	市民税所得割額の合計額が 211,200 円以下の世帯	90,200 (90,200)	213,000 (213,000)	333,000 (333,000)
D1	市民税所得割額の合計額が 285,300 円以下の世帯	28,000 (28,000)	182,000 (182,000)	333,000 (333,000)
D2	上記以外の世帯	15,000 (15,000)	169,000 (169,000)	323,000 (323,000)

（ ）内は「ひとり親世帯等」以外の補助限度額

※1 市民税所得割額の確認方法は、「保育料等減免措置に関する調書」の裏面をご参照ください。

※2 平成28年度から、国の制度改正により、補助区分がA～C1に該当する世帯に限り、小学校4年生以上のお子さんもきょうだいの人数に含めるよう、取り扱いが変更されています。

なお、補助区分がC2～D2の方は、昨年度までと同様、小学校3年生までのきょうだいの中で、補助の対象となる園児が上から何人目にあたるかで判定となります。

例：きょうだいが、小学校6年生、年長、年少の場合

補助の区分A～C1の世帯…年長のお子さんは第2子、年少のお子さんは第3子

補助の区分C2～D2の世帯…年長のお子さんは第1子、年少のお子さんは第2子

問い合わせ・証明書類の送付先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港2-1 中央コミュニティセンター9階

千葉市こども未来局 こども未来部 幼保支援課 幼児教育振興班

電話 043-245-5100